

インターネットネット公売を行います！

市税などの滞納処分により差押えた財産を、インターネットネット公売にて売却いたします。今回の出品はシューズやフィギュアなど。公売に参加するには、事前にホームページ (<http://Koubai.Auctions.yahoo.co.jp/>) で参加申込みが必要です。

●参加申込期間 10月9日(金) 午後1時～20日(火) 午後5時

●入札期間 10月26日(月) 午後1時～28日(水) 午後3時

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

「問」収納課整理係
☎63・1362

耐震対策研修会を

実施します

県では、熊本県建築物耐震改修促進計画に基づき、県内建築物の耐震化を促進するため施策の一環として、

《児童手当》10月は支給月です

児童手当が、10月15日(木)に受給者の金融機関口座に振り込まれます。はがきによる通知はありませんので、ご了承ください。

今回の支給は、6月から9月までの4カ月分です。6月以降に新しく認定された人は、認定月の翌月から9月までの分となります。

「問」福祉課 ☎63・1417

耐震研修会を開催しています。今年度も次のとおり実施しますので、この機会にぜひお申し込みください。

▽応募対象団体

耐震対策に関する情報を必要としている民間団体(自主防災組織、マンション管理組合、旅館業組合など)
※1グループ20人程度

▽研修内容

参加団体が必要としている耐震対策に関する情報の提供(耐震診断および改修の方法、費用および支援策など)

▽実施期間

11月1日(日)～平成22年3月30日(火)

▽申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、申し込み

先に提出(郵送、FAX、Eメールなど)してください。
(①、②どちらに申し込みでも構いません)

▽申し込み先

①荒尾市都市整備課
☎63・1498
FAX 64・0940
Eメール toshi@city.arao.lg.jp
荒尾市くらしいきいき課
☎63・1365

参加団体が必要としている耐震対策に関する情報の提供(耐震診断および改修の方法、費用および支援策など)

11月1日(日)～平成22年3月30日(火)

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、申し込み

事前に提出(郵送、FAX、Eメールなど)してください。
(①、②どちらに申し込みでも構いません)

▽申込期間

10月1日(木)～30日(金) 必着

※この期間内に応募がなかったり、応募はあったものの実施に至らないような場合は随時期間を延長して募集する予定です。

▽採択団体の決定

申込内容について、県および協力団体と検討したうえで採択団体を決定し、応募団体に通知します。※最大2団体までとします。

「問」都市整備課

☎63・1498
くらしいきいき課
☎63・1365



農薬空容器を

回収します

J Aの各指定場所で使用済み農薬容器の回収を行います。ルールを守って回収にご協力ください。

●日時 10月15日、午前9時～午後4時

●場所 J Aたまな荒尾供給センター

●回収対象 プラボトル水和

剤・粉粒剤の袋、農薬ビン類、農薬カン類、ペールカン

※残液がある容器は回収できませんので、ご協力をお願いします。回収袋はJ Aたまな荒尾供給センターで販売中！
回収方法など詳しくはお問い合わせください。

「問」J Aたまな荒尾供給センター ☎68・1420

愛の献血(10月)

●13日(火)

▽あらおシテイモール
午前10時～11時30分、午後12時45分～午後4時

※ただし、400ミリリットルのみ、体重50キログラム以上の人

「問」保健センター ☎63・11666

8月末現在 荒尾市の人口(前月比)

世帯数…23,622世帯(△1)
人口…56,670人(△16)
男…26,650人(△8)
女…30,020人(△8)

「法の日」無料法律相談を実施します

10月1日は「法の日」です。

「司法書士」「土地家屋調査士」は、あなたの財産や権利を守ります。専門家が無料で相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

●日時 10月3日(土) 午前10時～午後3時

●場所 市役所11号会議室

●相談内容

(1) 司法書士の業務全般に関する事項

「例」相続・売買・贈与・担保権などに関する登記、会社・その他法人に関する登記、クレジット、サラ金などの多重債務整理に関すること、破産に関すること、訴訟・調停・強制執行の手續に関することなど

(2) 土地家屋調査士の業務全般に関する事項

「例」土地の測量・分筆・合筆・地目変更・境界復元・建物の新築・増築などに關する登記 など

●主催 熊本県司法書士会、

熊本県土地家屋調査士会

「問」県司法書士会 玉名支部
事務局担当 石橋

☎62・5101

法定調書の提出は

e・Taxで

給料、報酬、不動産の使用料などを支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書など(総称して「法定調書」といいます)を税務署に提出することになっています。

これらの法定調書は、所得税法などの法律で五十二調書(種類)が規定されていますが、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用して、法定調書の提出に係る手続きができます。

なお、e-Taxに関して詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「問」玉名税務署

☎72・2125(自動音声案内)

「まさか」に備える
森林国営保険

森林の育成には、長い年月と多くの資金や手間をかけなければなりません。思いがけない火災や気象災害で被害を受けることも十分考えられます。

「森林国営保険」は政府が運営する森林所有者のための保険です。火災や気象災、火山の噴火災をカバーしている、保険に加入していた森林が災害を受けた場合にその損害を補てんします。

万が一に備えて、ぜひ加入しましょう。

「問」玉名森林組合

☎0968・34・2052

知っていますか?

建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の皆さんが、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

▽加入できる事業主：建設業を営む人
▽対象となる労働者：建設業の現場で働く人
▽掛金：日額310円

★特長

◎国の制度なので安全、確実に申し込み手続は簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

☆建退共から事業主の皆さんへのお願
・共済証紙は、労働者の就

労日数に応じて適正に貼付してください。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひご覧ください！

ホームページアドレス <http://www.kentai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

※詳しくはお問い合わせください。

「問」建退共熊本支部

☎096・366・5111

●●熊本県保険医協会●●
モシモシ健康情報 10月
☎096-385-3300

- ▽月曜 間質性肺炎について
 - ▽火曜 子どもの包茎
 - ▽水曜 家族が認知症になったらどうすればよいか
 - ▽木曜 親知らずの弊害について
 - ▽金曜 気まぐれ「うつ病」
—誤解されている非定型うつ病—
 - ▽土・日曜 女性に多い脱肛
- ※テーマは変更になることがあります。